○鈴鹿市社会教育委員条例

平成26年３月25日条例第２号

鈴鹿市社会教育委員条例

鈴鹿市社会教育委員条例（昭和24年鈴鹿市条例第68号）の全部を改正する。

（趣旨）

第１条　この条例は，社会教育法（昭和24年法律第207号）第15条第１項及び第18条の規定により，社会教育委員の設置，委嘱の基準，定数及び任期その他社会教育委員に関し必要な事項を定めるものとする。

（設置）

第２条　本市に社会教育委員を置く。

（委嘱の基準）

第３条　社会教育委員の委嘱の基準は，学校教育若しくは社会教育の関係者，家庭教育の向上に資する活動を行う者又は学識経験のある者であることとする。

（定数）

第４条　社会教育委員の定数は，10名以内とする。

（任期）

第５条　社会教育委員の任期は，１年とする。ただし，補欠の社会教育委員の任期は，前任者の残任期間とする。

２　社会教育委員は，再任されることができる。

（委任）

第６条　この条例に定めるもののほか，この条例の施行に関し必要な事項は，教育委員会が別に定める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は，平成26年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この条例の施行の際現に社会教育委員である者は，改正後の第３条に規定する基準により委嘱されたものとみなす。